

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

職員が仕事と子育てを両立することができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うことで、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日

2. 内容

目標1：実態調査の実施

《対策》

- ・毎年 4月1日 ～ 6月30日
 - ・ワーク ライフ バランスの実現に向けたニーズ調査
 - ・年次有給休暇取得状況調査
 - ・産休、育児休業等特別休暇取得状況調査
 - ・残業調査の実施

目標2：年次有給休暇 年間平均取得日数5日の実施

《対策》

- ・令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日
 - ・各年度 年次有給休暇 年間平均取得日数5日の実施
 - ・計画年次有給休暇取得日の設定

目標3：育児休業取得の奨励 女性職員…90%以上 男性職員…1人以上 介護休暇制度、看護休暇制度及び看護休暇制度の周知

《対策》

- ・令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日
 - ・育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の周知を図るため、研修会の実施
- 《対策》

目標4：ノー残業デーの実施

- ・令和3年10月1日 ～ 令和7年3月31日
 - ・週に1日のノー残業デーを設定する。